

平成 31 年

平成 31 年 3 月 20 日

4 月 7 日(日)は午前 8 : 00 より

青葉台自治会

資源ごみ回収致します。

環境・保全部会

30 年 10 月～31 年 3 月の資源ゴミ回収実績報告

区分	10 月 数量	11 月 数量	12 月 数量	31 年 1 月 数量	31 年 2 月 数量	31 年 3 月 330k g
新聞	360 k g	450 k g	450 k g	760 k g	390 k g	150 k g
雑誌	170 k g	200 k g	150 k g	410 k g	140 k g	180 k g
ダンボール	290 k g	240 k g	220 k g	560 k g	340 k g	660 k g
小計	820 k g	890 k g	830 k g	1730 k g	870 k g	660 k g
古布	30 k g	100 k g	34 k g	83 k g	20 k g	20 k g
小計	30 k g	100 k g	34 k g	83 k g	20 k g	20 k g
アルミ缶	90 k g	50 k g	50 k g	60 k g	60 k g	50 k g
スチール缶	20 k g	5 k g	10 k g	4 k g	9 k g	4 k g
小計	110 k g	55 k g	60 k g	64 k g	69 k g	54 k g
1.8L 瓶	2 本	10 本	3 本	10 本	—	12 本
ビール瓶	14 本	10 本	12 本	12 本	—	1 本
小計	16 本	20 本	15 本	22 本	—	13 本
市より	4,250 円	4,950 円	4,320 円	9,065 円	4,450 円	3,400 円
業者より	3,390 円	2,275 円	2,230 円	3,159 円	2,439 円	2,064 円
合計	7,640 円	7,225 円	6,550 円	12,224 円	6,889 円	5,464 円

資源ゴミ回収へご協力お願い致します。

*各ゴミステーション、集会所にて回収して
います。宜しくお願いします。

4 月担当は 10 班梅原新班長、11 班河野新班長です

* 班長さんよろしくお願ひします。

* 役員担当は今川理事です。

ストックハウス新しくなっています (開閉時間変更しています)

青葉台自治会推進

ふれあい・いきいきサロン

近々活動開始します。

楽しく♪

「ふれあい・いきいきサロン」は、身近な場所で、
気楽に集まる事が出来る場です。

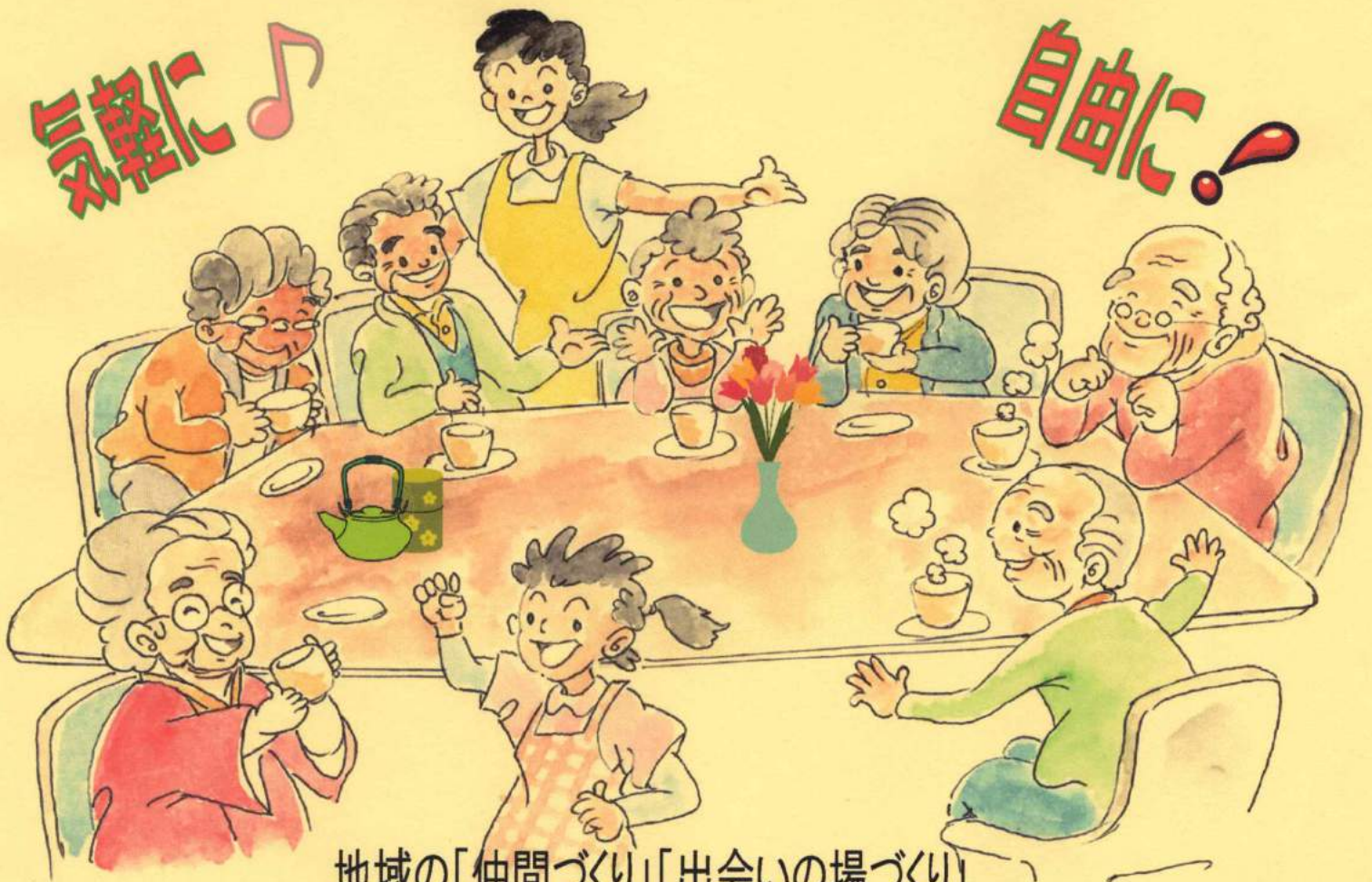
無理なく!

ほっと一息つける時間を過ごす——そんな活動に参加してみませんか？

決まった活動はありません。お茶会や健康体操、健康相談、趣味、レクリエーションなど
皆さんが主役で興味のあることを行っていきます。

気軽に♪

自由に!



地域の「仲間づくり」「出会いの場づくり」

参加お待ちしております。

詳細につきましては、後日改めてご案内致しますが問い合わせ等につきましては、
青葉台自治会会長 中村までご連絡下さい。

連絡 携帯 080-8363-2946 又は、自宅 26-0104 迄

お知らせ



**青葉台公園に
夜間防犯灯が
設置されました**

**トイレにも人感知式照明が
設置されております**

**防犯上又、緊急時の公園利用の
為に、設置して頂きました**



お知らせ

**いのうえ歯科前
久山・若葉中央線道路に
横断歩道が設置されました
皆さま安全確認にて
通行お願いいたします**



2019 年度用



一般財団法人 長崎県子ども会育成連合会

<連絡先>

〒850-0057

長崎市大黒町3番1号 長崎交通産業ビル3階

電話番号:095-827-4574 FAX 番号:(切り替え)

<http://www.kodomo-kai.or.jp/nagasaki/>



子ども会は、子どもたちに生きる力と輝きを育み、体験を通して感動が生まれ、輝く夢を与える活動を行なっています。

☆仲間遊び ☆スポーツ活動 ☆野外活動 ☆伝承芸能活動 ☆ボランティア活動等

長崎県では地域の子どもの会活動支援のために、次のような事業を行っています。

- ・ジュニア・リーダー研修会 ・伝承芸能大会 ・安全啓発指導者養成講習会 (KYT)
- ・指導者・育成者研修会 (功労者・団体表彰) 等 ・九州ジュニア・リーダー大会
- ・シニア・リーダー研修会への参加 その他、九州地区・全子連事業への参加等

子ども会活動を安心して行うために、共済に加入することも忘れずに！！

年会費には共済掛金の他に賠償責任保険料が含まれています。

活動中に会員本人が負ったケガや病気のために、誤って第三者にケガを負わせてしまったり、物を壊したりして法律上の賠償責任を負ったときに補償を受ける事ができます。

定期的に、そして事業開始前から事業実施中にも KYT (危険予知トレーニング) を行い、事前の会場下見による安全・安心を確保しましょう。

子ども会に加入するには

単位子ども会、市町子連、長崎県子ども会育成連合会に所属する者が次の年会費を納める必要があります。

☆子ども会年会費(1人)・・・160円 (内訳)

全国子ども会安全共済掛金・・・50円(10月1日以降加入の場合・・・40円)

全国子ども会連合会運営費・・・20円(子ども会賠償責任保険料を含む)

長崎県子ども会育成連合会運営費・・・90円

(安全教育、共済金請求書作成、事前審査、名簿管理等の費用として)

※別途、市町子連会費として 円を納めることになります。

} 70円
(10月1日以降加入60円)

	補償内容	条 件	支 給 内 容
安 全 共 済	傷害・医療	治療期間は180日を限度とする 最高50万円まで支給する (保険医療機関に限定します)	保険医療費総額の30%を支給 ※総保険医療点数333点以下は対象外 (医療共済金額が1,000円以下)
	後遺障害	障害の程度に対応(後遺障害等級表による)	7万円～600万円の範囲
	死亡	事故発生日から180日以内に死亡した場合	600万円
賠 償 責 任	施設所有者賠償	対 人	1事故5億円 1名1億円を限度(免責なし)
		対 物	1事故200万円 又は 1,000万円を限度(免責金額1,000円)
	受託者 賠償	対 物	1事故・保険期間中につき1,000万円(免責金額3,000円)

※上記は、補償の概要です。詳細は、全国子ども会連合会のホームページをご確認下さい。 <http://www.kodomo-kai.or.jp/>

全国子ども会安全共済会のご案内

—2019年度—

ご加入の前に必ずお読みください(共済約款ほか抜粋)

1. 補償の対象となる「子ども会活動」とは

- (1)子ども会の活動計画に基づき、1名以上の指導者(20歳以上の者に限る)又は育成会員の管理下にある活動
 - (2)子ども会の活動計画を実施するために必要な調査及び準備のための活動
 - (3)上記(1)において計画されている子ども会活動の一環として参加する各種研修会、研究会及び会議に参加して行う活動
- ※上記(1)～(3)の活動には、子ども会が指定する集合場所又は解散場所と被共済者の住居との通常の経路の往復中を含みます。

2. 被共済者の範囲

単位子ども会、市区町村子連、都道府県・指定都市子連に所属する者。(就学前3年以下の幼児が行事に参加する場合には安全共済会に加入している保護者、祖父母又は親族が同伴することが必要となります。)

3. 共済金をお支払いする場合

- (1)死亡共済金
 - ①被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡したとき。
 - ②被共済者が子ども会活動中に突然死(上記が適用されない疾病により急死)したとき。
- (2)後遺障害共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、共済約款に定める身体障害の状態(後遺障害)となったとき。
- (3)医療共済金
被共済者が子ども会活動中に傷害又は疾病を被りその直接の結果として、医師の治療又は柔道整復師による施術を受けたとき。

4. 共済金額

- (1)死亡共済金 600万円
- (2)後遺障害共済金 後遺障害の程度に応じて 7万円～600万円
- (3)医療共済金 健康保険等を適用した医療費総額の30%
(支払限度額50万円)

5. 共済金を支払わない主な場合

- (1)次のいずれかに該当する事由によって生じた傷害又は疾病
 - ①共済契約者又は被共済者の故意又は重大な過失
 - ②共済金を受け取るべき者の故意又は重大な過失。ただし、その者が死亡共済金の一部の受取人である場合には、共済金を支払わないのはその者が受け取るべき金額に限ります。
 - ③被共済者の自殺行為、犯罪行為又は闘争行為。ただし、被共済者が小学生以下の闘争行為の場合には、共済金を支払います。
 - ④交通事故(自転車の単独事故、又は自転車同士の衝突事故を除く。死亡共済金、後遺障害共済金を除く。)
 - ⑤飲酒後に発生した当日中の事故等によるもの
 - ⑥被共済者が次のいずれかに該当する間に生じた事故
 - (ア)法令に定められた運転資格を持たないで自動車等を運転している間
 - (イ)酒に酔った状態で自動車等を運転している間
 - (ウ)麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車等を運転している間
 - (エ)自転車に二人乗りしている間(法令で認められる場合を除きます。)
- ⑦被共済者の妊娠、出産、早産又は流産
- ⑧戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変又は暴動
- ⑨地震もしくは噴火又はこれらによる津波
- ⑩核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性又はこれらの特性による事故
- ⑪⑧から⑩までの事由に随伴して生じた事故又はこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
- ⑫⑩以外の放射性照射又は放射能汚染
- ⑬喘息・癲癇の持病がある被共済者が、子ども会活動中に発症した喘息・癲癇の持病
- ⑭成長痛・野球肘・疲労骨折
- ⑮安全共済会に加入している保護者の同伴がない就学前3年までの乳幼児に、子ども会活動で発生した事故等

- (2)当会は、医学的他覚所見があるが、子ども会活動との因果関係が不明確な傷害又は疾病の場合は、共済金を支払いません。また、被共済者が頸部症候群(注)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものに対しては、その症状の原因がいかなるときでも、共済金を支払いません。

(注)いわゆるむちうち症をいいます。

(3)医療共済金を支払わない場合

- ①平常の生活に支障がない程度になおった時以降の期間の医療費
- ②事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した後の期間の医療費
- ③総医療点数が333点以下(医療共済金の額が1,000円以下)の場合
- ④共済金の支払い期間中に重複して支払い事由が発生した場合

6. 共済期間

2019年4月1日0時より2020年3月31日24時までの1年間。
(期間の途中で加入することもできます。)

7. 共済掛金とその他の会費

共済掛金は被共済者1名年額50円(10月1日以降の加入は40円)。

※共済掛金のほかに全国子ども会連合会運営費と都道府県・指定都市子連運営費が必要になります。

8. 共済契約者

共済契約者は、全国子ども会連合会に加盟する都道府県(指定都市)子連に加盟する市町村(区)子ども会連合組織の代表者とする。但し、都道府県(指定都市)子連に加盟する市町村(区)子ども会連合組織がない場合は、都道府県(指定都市)子連に加盟する単位子ども会の代表者とする。全国子ども会連合会に加盟していない都道府県については、当該都道府県の市町村(区)子ども会連合組織の代表者又は単位子ども会の代表者とする。

9. 契約者(市区町村子連)の加入手続き(4月1日加入の場合)

—4月2日以降の加入については、当会ホームページにてご確認ください—

- (1)共済契約者(市区町村子連)は、2019年3月31日までに所定の「共済契約申込書」所要事項を記入し、都道府県・指定都市子連に申し込むこととする。
 - (2)次の書類を2019年4月1日より5月31日までの間に都道府県・指定都市子連に提出すること。
 - ①契約者申込書
 - ②加入申込書・加入者名簿
 - ③年間行事計画書
 - (3)共済契約者(市区町村子連)は、2019年4月1日より5月31日までの間に共済掛金等を都道府県・指定都市子連が指定する金融機関に振り込むものとする。
- ## 10. 万一事故が発生した場合

(1)事故の通知

被共済者が、共済金を支払う場合の傷害又は疾病を被った場合は、被共済者又は共済金を受け取るべき者は、その原因となった事故の発生の日からその日を含めて30日以内に事故発生状況及び傷害又は疾病の程度を都道府県・指定都市子連に通知しなければなりません。

(2)共済金の請求

- ①当会に対する共済金請求権は、次の時から、それぞれ発生し、これを行えるものとします。
 - (ア)死亡共済金については、被共済者が死亡した時
 - (イ)後遺障害共済金については、被共済者に後遺障害が生じた時
 - (ウ)医療共済金については、平常の生活ができる程度になおった時又は事故の発生の日からその日を含めて180日を経過した時のいずれか早い時
- ②被共済者又は共済金を受け取るべき者が共済金の支払いを請求する場合は、共済金請求権の発生した日から60日以内に共済金請求時に必要となる書類を提出しなければなりません。
- ③共済金請求事由が発生した時の翌日から起算して3年を経過した場合は、時効によって消滅します。

「全国子ども会安全共済会」ご加入に際して特にご確認いただきたい事項を本チラシに記載しておりますので、ご加入に関するすべての内容を記載していません。ホームページ上の共済規定をご確認いただき、詳細及びご不明な点等は本会までお問合せください。

公益
社団
法人

全国子ども会連合会

〒112-0012 東京都文京区大塚6-1-14 全国子ども会ビル

TEL 03-5319-1741(代) FAX 03-5319-1744

http://www.kodomo-kai.or.jp E-mail zenkoren@kodomo-kai.or.jp

会費で対応

回 覧												

各 位

諫早市長 宮本 明雄
(公 印 省 略)

諫早市緑の募金運営協議会
委員長 馬場 博
(公 印 省 略)

平成30年度（平成31年春期）緑の募金活動へ
ご協力をお願いします

(H31年4月1日～5月31日)

立春の候、皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
緑の募金活動につきましては、格別のご理解とご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

『緑の募金活動』は、「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づき、
緑とのふれあいの多い健康で豊かな県民生活の創出に寄与することを目的に、公益社
団法人長崎県緑化推進協会主催のもと県下一斉に展開されます。本市もこの活動に取り
組み、4月1日から5月31日までの2か月間を緑の募金期間と定めましたので、
皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

昨年（平成30年春期）の緑の募金活動では、3,848,347円の募金が集ま
りました。貴重な募金は、県内・市内の森林整備や緑化活動に役立てられています。
たくさんのご協力をいただきありがとうございました。

募金目標額 1世帯当たり100円



『植える緑化』から『使う緑化』へ

～つかって そだてる げんきな森～



平成30年の緑の募金総額

29,819,958 円

平成31年用国土緑化運動・育樹運動ポスター入選作品
「国土緑化推進機構理事長賞」



大村市立富の原小学校
4年 江頭 佑貴



県民の森であそぼう「もりフェスタ」記念植樹

「緑の募金」にご協力ありがとうございました。

「緑の募金」は、ボランティア団体による森林整備活動、住民参加の森林づくり活動及び緑化活動による緑豊かな環境づくり、また、次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を守り育てる活動をお手伝いしています。

森林の恵みに感謝の心

100 円以上

●緑の募金活動期間

3月1日 ～ 5月31日



募金による事業は年間を通じて行われています。



ご協力よろしくお願ひします。

●お問い合わせは

- 市町緑化推進協議会 **又は** 市町担当窓口
- 長崎県緑化推進協会 (県庁内)
TEL095-824-1111 (内線3789)・(直)829-1827



緑の募金は森林づくりや 緑とのふれあいをすすめるさまざまな 活動に活かされています

緑をふやす

- 県民参加の森林づくり事業
- 幼稚園・保育園等緑化事業



- 市町緑化推進事業

森に学ぶ



- 緑の少年団活性化事業
- 市町緑化推進事業

森を育てる



- 緑の募金による「森林整備事業」
・ 森林ボランティア活動助成

樹木の植栽・森林整備等ご要望がありましたら、(公社)長崎県緑化推進協会
市町窓口へご相談下さい。



森を育てる

ボランティア団体等が行う、森林・竹林の整備活動に助成を行っています。



緑の募金による森林整備事業
森いくぞう会



伐採前、伐採木の選木



伐採終了後、明るくなった林内

森に学ぶ

県下緑の少年団(24団)の日頃の「学習活動」「野外活動」「奉仕活動」に助成を
行うとともに青少年の森林・林業体験活動に助成を行っています。



平成30年度長崎県緑の少年団連盟
全県交流会
国立諫早青少年自然の家



県民参加の森づくり事業
森林体験学習
雲仙市神代緑の少年団



佐世保市緑化推進事業
祇園緑の少年団活動
(ドングリ苗の手入れ)

緑をふやす

自治会、ボランティア団体等が行う、植樹活動に助成を行っています。



県民参加の森林づくり事業
長崎市高城台森づくり事業



対馬市緑化等事業
目保呂ダム馬事公園植樹



市町緑化推進事業
五島市森のつどい 椿植樹

緑とのふれあい

未来を担う子供達の緑とのふれあいを大切に幼稚園等環境緑化事業
として花苗、樹木の植栽及び園庭の芝生化への助成、市民の緑との
ふれあいに助成を行っています。



幼稚園等環境緑化事業
園児による花苗の植栽
五島市第二双葉幼稚園



県民参加の森林づくり事業
2分の1成人式記念植樹
吉岐市盈科小緑の少年団



6月環境月間花苗植栽
田平南緑の少年団

健康づくり推進員だより 第4号



活動テーマ & 活動目標 **地域に広げよう 健康活動の輪**
 ～運動ができる楽しみ、食べられる喜び、
 健診を受けられる幸せをかみしめよう！～

地域に届けよう 出前講座

出前講座やっています♪
 皆さまの集まりでもぜひ！

- ◆H30.5.17 ◆場所：西諫早公民館
- ◆対象：西諫早小学校区 民生委員児童委員・福祉協力員（34名）
- ◆講師：宮本推進員
- ★**自助**（個人）・**互助**（近隣）・**共助**（保険）・**公助**（行政）について
- ★**自助とは**、住み慣れた自宅で自立した生活が送れるように、自ら健康維持に努め、健(検)診を受ける、病気のおそれがある際には受診する。自分自身で取り組んでいくことがまずは大事。
- ★高齢者夫婦のみの世帯、高齢者一人世帯の増加
 ⇒地区民生委員、包括支援センター、医療機関の連携の重要性
- ★在宅での看取りについて

生涯現役社会！



- ◆H30.9.14 ◆場所：真崎町公民館
- ◆対象：子育てサロン「カルガモ」参加者（親13名、子17名、スタッフ11名）
- ◆講師：河村・中島・山本推進員
- ★**生活リズム、朝食の大切さ**（紙芝居）
- ★**食事の三要素**：バランスよくとろう！
- 赤（タンパク質） 血液や筋肉をつくる
- 黄（糖質・脂質） カや体温になる
- 緑（ビタミン・ミネラル） 体の調子を整える
- ★「**子どもの健康と歯を守るために**」
 砂糖のとりすぎに注意！
 かむこと むし歯、肥満、生活習慣病の予防
 食後は歯みがき（口をゆすぐ）
- ★**乳がん子宮がん検診**受けていますか？

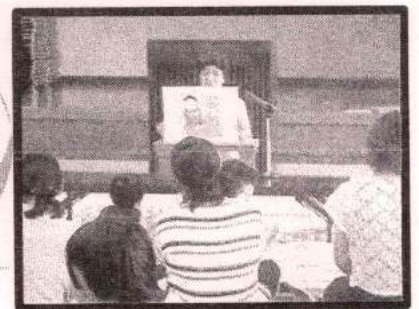
こどもの生活習慣、食事、むし歯予防

親ごさんの大切な役割です！

検診

子育てで忙しいときだからこそ、お母さんの健康も意識してほしい！

- ★飲み物に入っている砂糖の多さにびっくり！
- ★果汁や乳酸菌飲料は飲ませることが多いかも
- ★子宮がん乳がん検診はクーポンがなくても受けられるんですね



運動

筋力や身体機能の維持、生活習慣病の予防、気分転換、ストレス解消などの効果が！
 体と心の健康づくりに皆さまもいかがですか？

- ★足をしっかり上げるのはけっこうキツイ！
- ★意識していないとステップを間違えてしまう。でも頭も使うのでいい！
- ★久しぶりに体操して体が軽くなった♪

のんのこさいさい♪



- ◆H30.11.30 ◆場所：円能寺公民館
- ◆対象：円能寺サロン参加者（約20名）
- ◆講師：長治・山口推進員
- まずはお互いの近況報告！
- そして「**のんのこ体操**」の実践。
のんのこの音楽に合わせて、前・前・横・横と足を進めます。
 どんどん足運びが難しくなり…
- 足と頭の体操に！**
- できた方が後からくる方へアドバイス。
 運動と交流で皆が笑顔になる講座でした♪

地域に広げよう 啓発活動

10/21 真津山小学校区
健全育成会まつり

11/17-18 永昌町文化祭



2/24 健康福祉まつり

- ◆食品に含まれる砂糖や塩の量（媒体展示）
- ◆健康福祉まつりでは健康クイズも実施
⇒300人を超える人がチャレンジ!!



知っ得で高めよう 健康づくり

◆H30.11.16 ◆場所：西諫早公民館

◆対象：自治会連合会真津山支部

◆講師：宮本推進員

「国民健康保険と特定健診受診の深〜い話」

★特定健診：H20年度開始のメタボ健診
生活習慣病、予備群の減少が目的

★通常1万円の健診が「無料」

★受診率目標 60% 諫早市 H28 年度 **40.1%**

★死因（H27年人口動態調査）

1位：悪性新生物 2位：心疾患

3位：肺炎 4位：脳血管疾患

⇒生活習慣病が50%以上

★不健康な生活習慣 ⇒生活習慣病 ⇒重症化・合併症
⇒生活機能の低下、要介護状態

★国民健康保険 保険者努力支援制度について

⇒医療費適正化や保健事業等に対する取り組み※

を点数化し、基準に達した
保険者に国庫補助金を交付
する制度。

※取り組み：

特定健診・保健指導実施率、
がん検診受診率、糖尿病等
の重要化予防等

健（検）診を受けましょう!



地域で進めよう 健康づくり

市民ウォーキング in 西諫早
～運動は健康づくりの第一歩～

ウォーキングは危険性も少なく、特別な技術や
道具も使わずにできる手軽な運動です。

地元の史跡や山里の風景、季節の花や景色を楽
しみながら歩くと気持ちもリラックスし、心身と
もに健康づくりと体力づくりになります。

また、歩くことで血液の循環がよくなり生活習
慣病の予防にもなります。

【平成30年度 参加状況】

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 5/19 (82名) | ② 7/21 (20名) |
| ③ 10/ 6 (雨天中止) | ④ 12/15 (25名) |
| ⑤ 2/ 2 (35名) | |

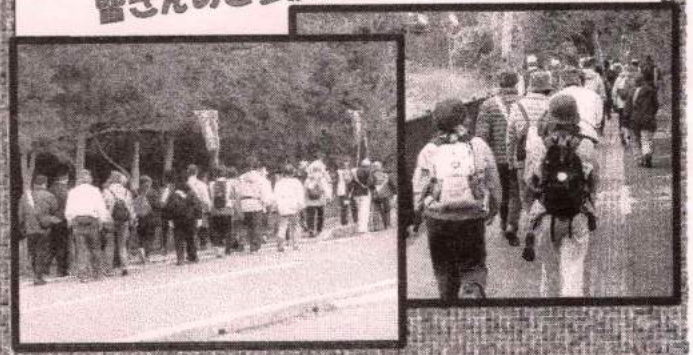
【次回開催予定】

日時：3/30 (土) 9時～11時半予定

集合場所：西諫早第2公園

コース：5～6km

皆さんのご参加をお待ちしています!



北部地域健康づくり推進員会

- ◎班長 宮本 俊吾 (諫早医師会)
 池田 正昭 (自治会長)
 石丸 民世 (婦人会)
 河村 貴美子 (自治会長)
 木下 宣正 (薬剤師会)
 長治 宏 (運動普及推進員)
 徳永 静恵 (民生委員)
 中島 律子 (母子保健推進員)
 山口 智美 (管理栄養士)
 山本 早苗 (食生活改善推進員)
- 事務局 中古賀 信人、田平 佳代子、
 松尾 美佐子、中村 美奈子